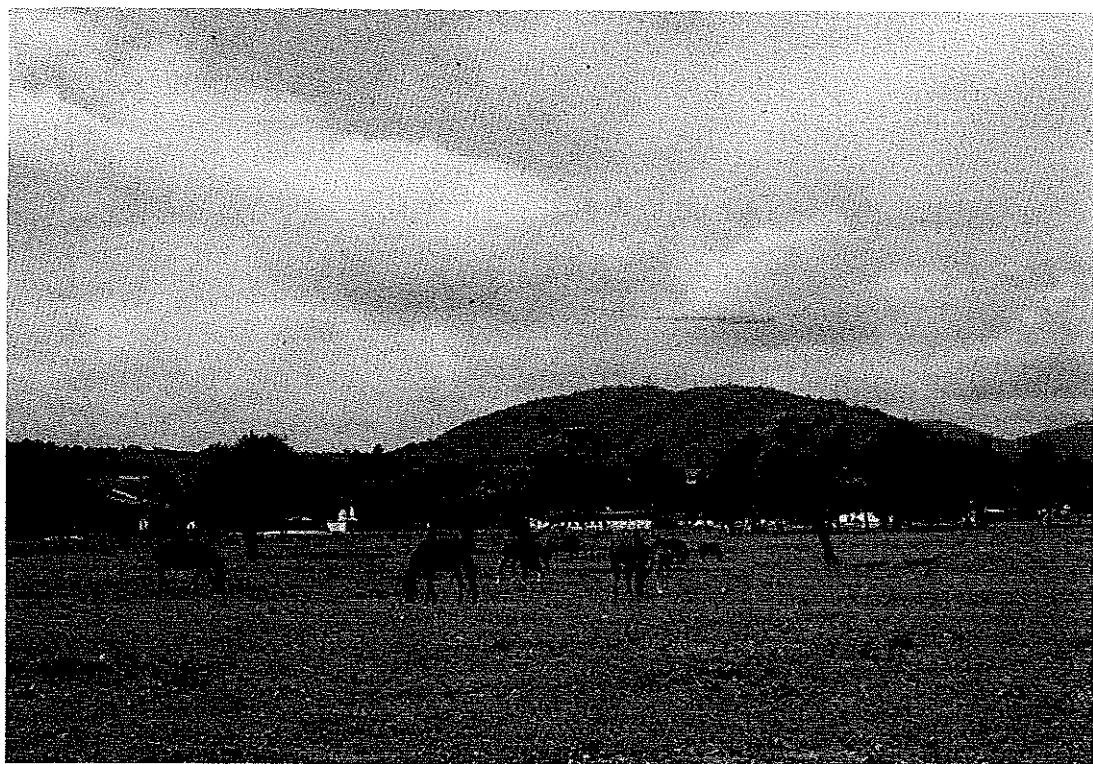


行政ほっかいどう

82.5



日高地方の春駒放牧風景（北海道観光連盟 提供）

目 次

住民基本台帳等（含戸籍の附票）	憲法記念日にあたって（葛西会長）	6
写の交付に関する取扱要綱	支部業務研修状況	6
農地三法の改正について	許可申請・登録手続きは市町村で	7
社会保険労務士の登録制	斡旋物資価格表	8
会館建設資金の融資について	事務局日誌	10
内容証明郵便物の記名押印	おしらせ	11
叙勲おめでとうございます		

—住民基本台帳および戸籍の 附票の閲覧ならびに住民票 および戸籍の附票の写しの 交付に関する取扱要綱—

（行政書士の手続きは、第3条第2項第4号別表で
従前のとおりです。）

（目的）

第1条 この要綱は、住民にかかる名誉の
き損または差別的事象の発生を未然に防
止し、もって基本的人権の擁護に資する
ため、住民基本台帳、戸籍の附票、住民
票および記載事項証明書の閲覧または交
付（以下「住民基本台帳等の閲覧または
交付」という。）の取扱いについて、必
要な事項を定めることを目的とする。

（住民基本台帳等の閲覧または交付の請
求）

第2条 市（町村）長は、前項の場合にお
いて必要と認めるときは、疎明資料ある
いは身分証明書等必要な文書等の提示を
求めることができるほか、住民基本台帳
等の閲覧または交付によって知り得た資
料をその請求の目的以外には利用しない
旨の誓約書の提出を求めることができ
る。（住民基本台帳等の閲覧または交付
の拒否）

第3条 市（町村）長は、住民基本台帳等
の閲覧または交付の請求があった場合に
おいて、その請求が次の各号に該当する
ときは当該請求に応じないものとする。

- (1) 差別的事象につながるおそれがある
と認められるとき
- (2) 個人のプライバシーの侵害につな
がるおそれがあると認められるとき
- (3) 他人の名誉のき損につながるおそれ
があると認められるとき
- (4) その他住民基本台帳等の閲覧または
交付の制度の趣旨を逸脱して不当に利
用されるおそれがあると認められると
き

2 市（町村）長は、前項の規定にかかわ
らず、次の各号に掲げる者から請求のあ
ったときは、原則としてその請求に応じ
るものとする。

- (1) 住民基本台帳等の閲覧または交付の
請求をしようとする住民票または戸籍
の附票に記載されている者（以下「本
人」という。）
- (2) 本人の配偶者または本人の同居の親
族
- (3) 前2号に掲げる者のほか、本人の委
任または同意を証する書面を持参した
者
- (4) 職務上の必要により請求する国、地
方公共団体の職員または別表に掲げる
者

（電話による照会）

第4条 市（町村）長は、電話による住民
票または戸籍の附票の記載事項に関する
照会には応じないものとする。ただし、
国、地方公共団体の職員から職務上急を
要する場合の照会については、照会者お
よび照会内容を確認のうえ、これに応じ
ることができる。

（除票の取扱い）

第5条 前3条の規定は、消除された住民
票または消除された戸籍の附票の閲覧ま
たは写しもしくは記載事項証明書の交付
の取扱いについて準用する。

（住民基本台帳等の閲覧または交付に関す
る啓発、周知徹底）

第6条 市（町村）長は、この要綱に定め
る住民基本台帳等の閲覧または交付に関
する取扱いについて、その趣旨を逸脱し
て利用が行われないように周知徹底する
とともに、常にあらゆる機会を通じて住
民の人権擁護意識の高揚に努めるものと
する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、住

民基本台帳等の閲覧または交付の運用に
関し必要な事項は、市（町村）長が別に
定める。

付 則

この要綱は、昭和56年11月1日から施行
する。

別 表

- ① 戸籍法施行規則別表第1、法人の表に掲げる法
人（日本専売公社、日本国有鉄道、土地改良区、
土地改良区連合、土地改良事業団体連合会、日本
電信電話公社、土地区画整理組合、日本道路公団、
森林開発公団、首都高速道路公団、雇用促進事業
団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、公害防
止事業団、地方住宅供給公社、中小企業振興事業
団、空港周辺整備機構、市街地再開発組合、本州
四国連絡橋公団、地方道路公社、日本下水道事業
団土地開発公社、農用地開発公団、住宅街区整備
組合、住宅・都市整備公団）の役員もしくは職員
- ② 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、
社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

注 自治振第86号、昭和56年11月25日、自治省行政局振
興課長から各都道府県総務部長あてに通知されたも
のですが、行政書士が職務上請求する場合は、これ
までのとおり認められます。

—農地三法の—

—改正について—

昭和55年に、農用地利用増進法、農業委
員会等に関する法律改正、農地法改正の、
いわゆる「農地三法」が成立、施行された
ことは周知のところであります。

これは、高度経済成長に伴う経済構造の
激変の状況下でさまざまな矛盾を生じた農
業の改善を図り、我国農業の体質強化と総
合的な食糧自給力の向上を目ざしたもので
あり、農地の流動化と有効利用、農業後継
者等の育成、関係行政機関の体制整備を図

ったものであります。「農地三法」の成立
後1年余り経過し、その意義・目的・手法
については認識も定着したことと思料しま
すが、法運用のより一層の適正化の為に今
一度その内容の確認をして頂きたいと考え
ます。

第1に「農用地利用増進法」についてで
すが、この法律は従来「農業振興地域の整
備に関する法律」に基づき実施されてきた
農用地利用増進事業を拡充強化する形で
制定されたものであり、新しく設定された
三本の柱である利用権設定等促進事業、農
用地利用改善事業及び農作業受委託促進事
業の実施にあたり、市町村・農業委員会等
が調整役となり農地の売買・貸借等の農地
の流動化を当事者の合意に基づいて推進し
てゆこうとするものです。

これは、従来農地法の画一的統制下にあ
った農地の移動形態を、農業者自身の意見
を尊重した自主的な農地管理の形態へシフ
トさせ、そこに関係機関の適切な助言指導
を取り入れ農地の有効利用を図ろうとする
ものであります。このように農用地利用増
進法の統制手法は、従来の農地統制と趣き
を異にしていますが、これにより農地・農
業を守る農地法の本旨をいささかも損ねる
ものでないことは言を待たず、今日的意義
における農地法の存在価値を減ずるもので
はありません。

第2に「農業委員会等に関する法律」の
改正についてですが、この改正の趣旨は新
しい農地制度の実施推進を担うべき農業者
自らの代表を主体として構成する行政委員
会である農業委員会の体制整備・運営の円
滑化に資することであり、選挙による農業
委員の定数基準の改正、各市町村農業委員
会長が県農業会議会議員となる原則の確
立、県農業会議の機構改革による体制整備
の実施により、農業の今日的課題に即応す
る体制が確立されました。

第3に「農地法」の改正についてですがその主要項目は、

- ①農用地利用増進法による耕作目的での権利の設定・移転に関し農地法の適用除外の規定がおかれたこと。
- ②定額金納に限定されてきた小作料を、この基本原則を維持しつつ、耕作者の経営に支障の生じない限度において農業委員会の承認を受けた場合には物納を承認することとしたこと。
- ③農業生産法人の業務執行役員要件を緩和し、農地等の権利を有しない農業後継者等にも農業生産法人制度活用の途をひらいたこと。
- ④農地法上の許可権限を大幅に農業委員会に委譲したこと。

具体的には、農地法第3条の許可について、在村者の権利取得が、農業生産法人を含めて原則として農業委員会許可（例外は区分地上権の取得と、例外許可法人の取得の場合）となり、在村でないものの権利取得は知事許可（例外は農地保有合理化法人の取得、経営受託農協の取得の場合）とされたこと。

又、市街化区域内の農地転用届出の受理権限が、知事から農業委員会に変更されたこと。

⑤その他

農業後継者等の育成に資するため、世帯員間の貸借について、転貸禁止の特例を認めたこと。

以上、昨年成立の「農地三法」についてその内容を再確認の意味においてお知らせしました。

今回の改正では、特に農地法の手続において重要な変更が加えられておりますので行政書士各位におかれても、その内容を御了知のうえ、適正な申請がなされるようお願いいたします。

社会保険労務士の登録制

免許証をお持ちの方のために

昨年6月、社会保険労務士法の一部が改正され、本年4月1日から施行になりましたが、これにより社会保険労務士は免許制から登録制に移行され、さらに社会保険労務士会に入会していない者は業を行うことができないこととされました。

そこで、引続き業を行う者は、施行の日から1年、昭和58年3月31日までに全国社会保険労務士会連合会に登録し、社会保険労務士会に入会しないと、その日以後業を行うことができなくなります。ただし、3月31日までは、経過措置として今までどおり業を行うことはできます。

また、この1年間に登録入会しない場合は、3月31日以後業を行うことはできなくなりますが、資格がなくなるわけではありませので、それ以後でも登録入会して業を行うことはできます。ただ、この場合は手続きが煩雑になり、新たに費用がかかることになります。なお、くわしくは北海道社会保険労務士会（札幌市中央区南3条西12丁目まるしんビル ☎ 011-271-4407）もしくは、全国社会保険労務士会連合会にお問合せください。

会館建設資金の

融資について

行政書士会会館建設資金の融資につきましては、会員の皆様には絶大なるご理解ご協力を賜わり、融資申込額667万円（4月30日現在）に達しました。

ご存知の通り北海道会の目標額は1,420万円でありまして（約47%）、この目標を達成するために、是非皆様方の深いご理解とご協力をお願い申し上げます。



内容証明郵便物の 記名押印

郵業 第45号
昭和57年4月2日

日本行政書士会連合会
会長 佐藤義哉様

郵政省郵務局業務課長
伊藤修介

拝復 平素郵便事業に御理解と御協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

先日、御要望のありました内容証明郵便物の謄本の作成の件につきまして、私からお答えします。

昭和13年4月1日付けの郵業第400号通達では、内容証明郵便物の謄本の作成方に関して指導しており、その中で内容文書の末尾又は欄外に記載した事項は証明すべきものであることを明らかにしております。そして、その証明すべき事項として「大正9年11月内務省令第40号代書人規則第10条による代書人署名」等を掲げておりますがこれらは単なる例にすぎないものであります。また、文書の形式を適法なものとするための認印は、証明の範囲外であります。便宜そのまま引き受けることとしております。

したがって、内容証明郵便物の取扱いにつきましては、代書人規則（大正9年11月内務省令第40号）が廃止されたとしても、そのことにより当該通達が廃止されるということになるのではなく、当該通達により運用ができるものであります。今後郵便局において誤った取扱いをすることのないよう、十分指導してまいりたいと考えておりますので御了承ください。

敬具

注 上記は、本会から日行連を通じ郵政省に照会した回答です。（日行連会報「日本行政」3月号を参照）

勲五等双光旭日章受章

おめでとうございます



元会長渡辺慶吉氏は、本年春の叙勲で勲五等双光旭日章を受章されました。この御栄誉に対し、衷心からお喜び申し上げます。

〈渡辺慶吉氏の略歴〉

- 昭和18年5月 代書人として行政事務所開業
昭和26年4月 北海道行政書士名簿に登録
行政書士営業開始
昭和26年6月 札幌地区行政書士会副会長
昭和29年1月 札幌地区行政書士会会長
昭和35年9月 北海道行政書士会会長
昭和47年2月～昭和52年8月 北海道行政書士会相談役
昭和52年5月～現在 北海道行政書士会綱紀委員長
昭和52年8月～現在 北海道行政書士会顧問
昭和30年6月～昭和43年5月 日本行政書士会連合会理事
昭和53年5月～昭和46年10月 日本行政書士会連合会副会長
昭和46年12月～昭和48年6月 日本行政書士会連合会理事
昭和48年6月～現在 日本行政書士会連合会相談役



憲法記念日に思う

……毎日新聞社の寄稿依頼に応じて……

(昭和57.5.3 朝刊掲載)

早いもので、新憲法の施行以来三十五年になる。い



経済繁栄は憲法に関連

北海道行政書士会会長 葛西 義雄

ま、飢餓を体験しない大勢の人たちが社会の中軸をしめつつあり、その子供たちは、すくすくと成長している。海外に旅した人は、日本のよさを必ず口にし、それは、きれいで豊かな生活のことであつたり、衣食に心配のない毎日の生活のことであつたり、あるいは、夜間も安心して外出できる治安のことであつたりするのだ。が、四季それぞれに美しく、住みよい日本の評価の裏には、経済的な豊かさに根ざしていることを思わねばならない。

憲法記念日にあたって

きょう三日は「憲法記念日」。戦前の「帝国憲法」に代わり、新しい日本の誕生を意味する「新憲法」が施行された記念の日だ。三十五年前の昭和二十二年五月三日「主権在民」「基本的人権の享有」「平和主義」の三原則を掲げた憲法が帝国憲法に代わって施行された。新憲法は世界に例のない独創的なものといふ評価を受け、平和な国づくりの大黒柱となつてゐる。憲法記念日を中心に各地でさまざまな行事が行われた。

支部業務研修会開催状況

注()は通知人員

支部	月日	場所	研修科目	講師	受講者数(名)
日高	2/13	静内町公民館	・指名願	日高支部 会員 進藤良次	(14) 8
	2/20	登別市第一滝本館	・車庫証明(外部対策)	〃 〃 理事 三上紀一	(14) 7
	2/27	浦河町旅館三之助	・農地法申請	日高支庁農政課農地係長 川村春治	(14) 11
	2/28	〃	・民法(相続)	札幌法務局浦河支局総務係長 斎藤忠男	(14) 10
空知	3/6	砂川市公民館	・農地法事務手続	空知支部長 新川司	(97) 23
網走	2/26	北見市 ロイヤルホテル	・レンタカーの許可(更新)申請	網走支部常任理事 上家俊雄	(125) 20
留萌	3/14	留萌市 富久元	・開発行為申請	留萌支部長 松金昭二	(18) 7
室蘭	3/26	室蘭市 文化センター	・国土利用計画法による土地売買等届出	胆振支庁振興課土地利用係 藤井卓	(51) 19
釧路	3/23	釧路市 厚生年金福祉会館	・建設業申請 ・労災保険手続	釧路支部 理事 細川登 釧路労働基準監督署第3課 適用係 半沢精也	(69) 14
函館	3/19	函館市 旅館 さかえ	・民事(市民相談)	函館市市民課長 恒安重 〃 市民課主査 安斉重 〃 〃 藤平茂	(16) 14
十勝	3/18	十勝支部 米倉労働事務所	・車庫証明・自動車登録	十勝支部 瀬尾朝則	(32) 8

道への許可申請や登録手続きは市町村で

今まで道や支庁で受け付けていた許可申請や、登録手続きなどの一部が57年4月から市町村に変わりました。くわしくは、市町村役場におたずねください。

権限委譲対象事務一覧表 (昭和57年4月1日委譲)

所管部	委 譲 事 務	項目数	現処理機関	委 譲 先	根 拠 法 令	摘要
民生部	身体障害児に対する補装具の交付修理に関する事務	2	支庁(社会福祉課)	全市(札幌市を除く)	児童福祉法	
	戦傷病者に対する補装具の支給、修理に関する事務	1	〃(〃)	〃	戦傷病者特別援護法	
衛生部	衛生検査所の登録に関する事務	8	本庁(地域医療課)	保健所設置所(札幌・函館・小樽)	臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律	
	胞衣及び産わい物処理所設置等の許可に関する事務	4	〃(衛生施設課)	〃	北海道胞衣及び産わい物処理条例	
	建築物衛生事業の登録業者に対する立入検査等に関する事務	1	〃(〃)	〃	建築物における衛生的の確保に関する法律	
	へい獣処理場の設置の許可に関する事務	4	〃(食品衛生課)	〃	へい獣処理場等に関する法律	
	動物の飼養等に係る区域の指定に関する事務	1	〃(〃)	〃	〃	
	かき処理業の許可に関する事務	4	〃(〃)	〃	かきの処理等に関する衛生条例	
	医薬品の特例販売業の許可に関する事務	3	〃(薬務課)	〃	薬事法	
	医療用具販売業の届出に関する事務	3	〃(〃)	〃	〃	
	毒物及び劇物の販売業の登録に関する事務	6	〃(〃)	〃	毒物及び劇物取締法	
	温泉利用の許可に関する事務	6	〃(〃)	〃	温泉法	
農務部	農地主事の任免の承認に関する事務	2	支庁(農務課)	全市町村	農業委員会等に関する法律	
	米穀小売業の許可に関する事務	7	〃(〃)	〃	食糧管理法	
	種馬鈴し生産者の登録に関する事務	5	〃(〃)	〃	北海道種馬鈴し生産販売取締条例	
住宅都市部	市街地開発事業等予定区域内における建築等の許可に関する事務	4	本庁(都市計画課)	都市計画区域指定(札幌市を除く) 31市67町	都市計画法	
	都市計画施設等の区域内における建築の許可に関する事務	5	〃(〃)	〃	〃	
	風致地区内における建築等の許可に関する事務	6	〃(〃)	〃	北海道風致地区内建築等規制条例	
	路外駐車場の設置等の届出に関する事務	6	〃(〃)	〃	駐車場法	
	宅地造成工事規制区域の指定に係る土地の試掘等の許可に関する事務	1	〃(宅地課)	全市町村(札幌市を除く)	宅地造成等規制	
	第一種市街地再開発事業に係る土地の立入り等の許可に関する事務	1	〃(建築指導課)	都市計画区域指定市町村(札幌市を除く) 31市67町	※都市再開発法	
	優良な住宅の新築認定に関する事務	1	〃(〃)	札幌、函館、小樽、釧路、室蘭、苫小牧、旭川、帯広、北見市	租税特別措置法	
林務部	住宅改良地区内における建築等の許可に関する事務	2	〃(住宅課)	全市町村(札幌市を除く)	住宅地区改良法	
	森林施業に係る立入調査等の許可に関する事務	2	支庁(全市町村)	全市町村	森林法	
計	24 事務	85項目				

注 項目数は、申請・報告・取消、関係届等をさす。

幹 旋 物 価 格 表

昭和57年4月1日現在

北 海 道 行 政 書 士 会

物資申込みについてお願い

申込みと同時に代金（送料は裏面を参照）は、下記へ払込みください。銀行へ払込みすると即日通知が入りますので、その日に現物を送れるものと思います。何卒経理の都合上代金前払に御協力をお願い致します。

振込先 { 北海道拓殖銀行札幌南支店（普 570344）
北海道銀行本店（当 19116）
北洋相互銀行本店（普 0742651）
北海道相互銀行本店（普 389444）
振替口座 小 樽 3-8 2 2 4 番（送金手数料有料）

1. 規定上備えなければならないもの

品 名	内 容	価 格	重 量
事 件 簿	1冊50枚綴	200 ^円	260 ^g
領 収 証（高級）	1冊（本会紋章模様の刷込み上質紙2枚複写50組綴）	350	170
領 収 証（並）	1冊（領収証2枚複写50組綴）	250	120
領 収（請 求）証	1冊（請求書・領収証・領収（請求）控付3枚複写50組綴）	350	180
請 求 書	1冊（2枚複写50組綴）	250	120
職 印	つげ材 18ミリ角（6分角）	7,000	15

2. 本会で企画推薦しているもの

品 名	内 容	価 格	重 量
会 員 バ ッ チ 会 員 バ ッ チ（略章）	金メッキ、濃紺台付裏ネジ止め、表バッチ 10 ^{mm} （1,700 ^円 ） 金色10 ^{mm} タイタック型（800 ^円 ）	2,500 ^円	20 ^g 7
補 助 者 バ ッ チ	銀色12 ^{mm} タイタック型	500	5
名 刺	プレス入り（100枚）	1,400	180
委 任 状（一般）	1冊50枚綴	180	110
内 容 証 明 書	1冊30枚綴	200	100
会 員 事 務 所 看 板	バラガラス材（骨白色）黒文字 （横50cm×縦35cm）	4,500	札幌市内360 ^円 その他460 ^円

3. 業 務 資 料

品 名	内 訳	価 格	重 量
建設業の会計実務	阿座上洋吉著	2,700 ^円	600 ^g
建設業の許可申請の手引	新規・更新・変更届	1,000	250
建設業者（法人）（個人） の決算報告書作成の手引		1,000	250
経理の基礎的知識		300	80
自動車の保管場所の 証明事務取扱要綱		250	50
車庫証明業務関係 法令通達集		300	60

4. 建設業法関係、申請、届出、用紙

品 名	内 容	価 格	重 量
建設業許可申請書	3部1組	500 ^円	100 ^g
〃 附 票	3枚1組	100	10
決 算 報 告 書	3枚組	360	40
〃	2枚組	330	30
決 算 報 告 書 法 人	1部 1部	120 120	20 20
変 更 届 書	3枚組	100	30
〃	2枚組	80	15
決 算 入 力 票	3枚1組	150	10
経營業務の管理責任者証明書	3枚1組	45	5
許可申請者の略歴書	3枚1組	45	5
実務経験証明書	3枚1組	45	5
納税証明不添付理由書	1冊50枚綴	360	80
工 事 経 歴 書	3枚1組	45	5

5. 農地法関係諸申請届出用紙

品 名	内 容	価 格	重 量
農地法許可申請用紙3条	甲・乙・丙 3冊1組 各100枚綴	1,200 ^円	800 ^g
〃 3条別紙	(1) 労働力 1冊 100枚綴	400	270
〃 4条	甲・乙 2冊1組 各100枚綴	800	540
〃 5条	甲・乙 2冊1組 各100枚綴	800	540
農地法届出用紙5条	甲・乙 2冊1組 各100枚綴	800	530

定形外郵便料金の場合

50gまで	100gまで	250gまで	500gまで
120 ^円	170 ^円	240 ^円	350 ^円

小包料金の場合

地区	重量	1kgまで	2kgまで	3kgまで	4kgまで	5kgまで	6kgまで	6kg以上
札幌市内		400 ^円	460 ^円	520 ^円	580 ^円	640 ^円	700 ^円	小包を2個 とします
その他		500 ^円	580 ^円	660 ^円	740 ^円	820 ^円	900 ^円	

トラック便運賃料（10g以下）

	札幌	苫小牧	砂川	旭川	室蘭	帯広	函館	北見	稚内	釧路
市内	380 ^円	480 ^円	480 ^円	480 ^円	480 ^円	580 ^円	580 ^円	630 ^円	700 ^円	630 ^円
市外	430	630	630	630	630	730	730	780	900	780

お急ぎの場合は、トラック便を利用すると、翌日か翌々日に配送されるのでおすすめします。料金はおおむね上記のとおりですが、運賃はすべて着払いで扱います。

お知らせ

渡辺 明氏本会新総務部長に

病氣療養のため本会常任理事、総務部長の倉田 宏氏は同職を辞任しており、欠員となっておりましたが、本年4月20日行われた、第1回理事会で、理事渡辺 明氏が常任理事、総務部長に選任されました。本会のため、ご活躍を大いに期待し、ここにご紹介します。

業務資料作成協力者のご紹介

過日、本会発行の業務資料「公正証書手続の解説と委任状の文例」については会員各位より好評をいただいておりますが、作成に当り、坂下 尊先生より資料の提供とご協力がありましたので、ここにご紹介するとともに、お礼を申し上げます。

—札幌陸運局からのお知らせ—

従来有償でした「自動車検査登録手数料納付書」は7月1日から無償になります。



事務局日誌

- 3月26日 { 56年度決算予備監査 9:30~17:00
27日 { 業務執行 細木 監事
経理出納 中野・橋本両監事
- 4月5日 第1回会則研究委員会
本会会議室 10:00~11:00
- 13日 第1回経理部会
本会会議室 13:00~17:00
- 14日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~17:00
- 18日 第1回常任理事会
本会会議室 13:30~17:40
- 19日 第1回支部長会 10:00~17:50
- 20日 第1回理事会
北海道自治会館
10:00~16:00
- 5月6日 56年度決算監査 9:30~16:30
- 11日 登録資格審査委員会
本会会議室 15:00~17:00

第23回北海道行政書士会 定時総会

日時 昭和57年5月29日(土)
10:00~17:00

会場 北海道自治会館
札幌市中央区北4西6(南向)
電話011(241)9111

'82. 5 第130号・昭和57年5月15日発行

発行人 葛 西 義 雄
編集人 橋 本 雄 一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
タキセトビル 5F
電話(011) 221-1221
221-1222